

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

北九州市の商店街に対する支援

商店街（小売市場を含む）が取り組む、活性化に向けた研修・講習会の開催、イベント等の実施、共同施設の設置、空き店舗活用などの事業経費の一部を補助します。

1 商店街活性化計画づくり支援事業

商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の勉強会への専門家派遣（無料）や、商店街の活性化基本計画の策定など、商店街（小売市場を含む）が自ら行う活性化の取組に対して、経費の一部を補助します。

区 分	専門家派遣事業	商店街魅力アップ支援事業	商学連携商業活性化支援事業	戦略的地域商業活性化支援事業
対 象 者	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)
対象事業	商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の講習会や勉強会	拠点開発や再開発などの事業の基本計画策定や事業実施環境調査など	大学等と連携・協働して行う、商店街の活性化に関する調査・分析、計画策定、実験事業など	地域団体と協働して計画作成から事業の実施までを行い、地域の活性化に寄与していく事業
補助対象経費	専門家派遣の経費は北九州市負担	①講師謝礼金・旅費 ②会場借上・設営費等 ③調査・分析費 ④委託費 ⑤事務費	①講師謝礼金・旅費 ③事業運営費 ⑤広告宣伝費	②会議に要する経費 ④委託費 ⑥報告書作成費
補 助 額	—	補助対象経費の1/2以内 (500万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (100万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (200万円を限度)
そ の 他	研修・講習会の例 ・販売促進全般 ・接客技術 ・POPの書き方 など		「大学等」とは ①大学、大学院 ②短期大学、高等専門学校 ③専門学校、専修学校 ④高等学校	「地域団体」とは ①自治会、町内会、婦人会などの地縁による団体 ②ボランティア団体 ③特定非営利活動団体 ④その他まちづくり活動をしている団体

2 商店街賑わいづくりスタート支援事業

商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立上げ時の経費の一部を補助します。

対 象 者	商店街等、協議会等（商店街等及び地域団体等で構成される連携体）
対象事業	①少子・高齢化対応事業（子育て教室、共同宅配事業 など） ②エコ・リサイクル事業（リサイクル資源回収、エコバッグ活用 など） ③情報発信事業（ホームページ開設、商店街マップ作成 など） ④空きスペース活用事業（休憩所や手荷物預かり所の設置 など） ⑤イベント事業（各種のイベント事業）
補助対象経費	①広告宣伝費 ②会場借上・設営費等 ③講師謝礼金・旅費 ④事務費 ⑤工事費
補 助 額	補助対象経費の1/2以内（100万円を限度）

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

3 中小企業団体共同施設等設置補助

商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助します。

区 分	一般事業	モデル商店街 支援事業	商店街防火関連 設備設置事業	木造市場防火関 連設備設置事業	商店街省エネ型 照明設備設置事業	環境改善施設 撤去事業
対 象 者	中小企業団体 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人)	商店街・市場 (法人・任意団体)	木造市場の 出店者団体	商店街・市場 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人・任意団体)
対象事業	共同店舗、共同会 館、 共 同 駐 車 場 などの共同施設や アーケード、 カ ラー舗装、街路灯 などの環境改善施 設	市が支援した計画 に基づく共同施設 等の設置事業のう ち、市長が模範と なると認めたもの	火災報知機、簡易自動消火装置など の防火関連設備（消防法で義務設置 のものは除く）		街路灯などにLED などの省エネ型照 明を設置する事業 （光源のみの取替 えも可）	環境改善のための 施設の撤去事業 （まちづくりに係 る計画等に基づく ものに限る。）
対象となる 事 業 費	100 万円以上の 事業	1,000 万円以上の 事業	事業費の制限なし		100 万円以上の 事業	100 万円以上の 事業
補助対象 経 費	①設備費 ②工事費 など					
補 助 額	【法人】 補助率 20% 2,000 万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000 万円以内	補助率 30% 1 億 2,000 万円 以内	補助率 50% 500 万円以内	補助率 50% 設置店舗数× 20 万円以内 (最大 500 万円)	補助率 50% 500 万円以内	【法人】 補助率 20% 2,000 万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000 万円以内

※他の補助金と併用した場合は、補助率・限度額が変わる場合があります。詳しくは商業・サービス産業政策課へお尋ねください。

4 商店街空き店舗活用事業（コミュニティ支援事業、店舗運営事業）

商店街や市場組合が自らの事業として、空き店舗を活用する場合、賃借料等の一部を補助します。

区 分	コミュニティ支援事業 ※休憩所、トイレ、イベント会場等として活用	店舗運営事業 ※組合が小売・サービス業の店舗を運営 ※賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを選択できます。	
対 象 者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街や市場組合（法人・任意団体）	
対象事業	商店街や市場組合が賃借した店舗でのコミュニ ティー施設設置 ※営利事業はコミュニティ施設の機能が確保さ れる範囲内で可 営利事業が認められる例 ①月に1回程度（イベント時など）の物品販売 等、②飲料自動販売機の設置	商店街や市場組合が賃借した店舗での営利事業の実施 ※組合自らの事業として、店舗の運営を行うものに限る。 ※組合が出店者を誘致する場合は当事業の対象としない。（組 合が誘致する場合は、商店街空き店舗活用事業（開業支援事 業）として取扱うこととする。なお、この場合は、大企業も開 業支援事業の対象者とする。）	
補助内容	・ 賃借料の75% (限度額は年間200万円) ・ 補助期間は2年間	賃借料補助を選択する場合	改装費補助を選択する場合
		・ 賃借料の50% (限度額は年間75万円 (月額62,500円)) ・ 補助期間は1年間	・ 開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※詳細は95ページ参照

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

5 プレミアム付商品券発行支援

個人消費低迷の打開策として、商店街等が発行するプレミアム付商品券の発行支援を行うことにより、個人消費を喚起し、商店街をはじめとする地域経済の活性化を図ります。

対 象 者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街
対象事業	プレミアム付商品券を <u>総額 500 万円以上</u> 販売する事業	プレミアム付商品券を <u>総額 500 万円未満</u> 販売する事業
補助対象経費	プレミアム分	①プレミアム分 ②事務費
補 助 額	福岡県の『地域商品券による地域経済活性化支援事業』（99 ページ参照）助成金額に上乗せして販売済総額の 2% を上限にプレミアム分を補助	①プレミアム分補助 販売済総額の 5% を上限に全額補助 ②事務費補助 50 万円を上限に全額補助

【問い合わせ先】

北九州市 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

商業者等に対する支援

市内の商業者等を対象に、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施します。

対 象 者	市内で小売店や飲食店、サービス業を営む中小企業者など
事業内容	専門のコンサルタントや実践者による、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施予定。 (参考：2019 年度の例) ・実践あきない塾「あなたのお店！サポート事業」（2019 年 8 月～2020 年 1 月） ・生産性向上「クラウドサービスセミナー」（2019 年 10 月）
会 場	市内
定 員	各事業によって異なります
受 講 料	各事業によって異なります
申込方法	決定次第、北九州市ホームページや市政だより等に詳細の掲載を予定しています。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

商店街（空き店舗）への出店者に対する支援

シャッターヒラックプロジェクト

本事業は、「空き店舗で何かしたい」そこから応援する事業です。

商店街の特色や場所、事業化までに必要な人・支援機関とのつなぎ、専門家相談、事業計画作成の相談、補助金、リノベーション、アフターフォロー等、相談者の商店街への出店に伴走することにより、円滑な出店、商店街関係者等とのネットワークの構築を支援し、商店街の活性化を目指します。

事業計画を検討中の段階でも、お早目・お気軽にご相談ください。

※商店街空き店舗活用事業の利用を考えていない方でもお気軽にご相談ください。

商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

※・審査の結果、補助対象者とならない場合もあります。

・補助の可否が決定される前に開業した場合は、補助対象者となれません。

・改装費補助を選択する方は、補助の可否決定後、交付決定通知があるまで工事を行うことができません。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人 ⑤一般社団法人・一般財団法人 ※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。	
	対象業種	小売業とサービス業（飲食店を含む）で、昼間の営業を行う業種 ※昼間（12時～13時を含む3時間以上）の営業を行う店舗に限りです。 ※小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。 ※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。	
	対象となる空き店舗	商店街（市場を含む）にある空き店舗で、3ヶ月以上賃借されていない店舗（階数問わず） ※対象となる商店街の範囲は、商業・サービス産業政策課へ確認してください。	
補助内容	賃借料補助を選択する場合		改装費補助を選択する場合
	●賃借料の50% （限度額は年間75万円（月額62,500円）） ●補助期間は1年間		●開業時の改装費の50% （限度額は75万円） ※内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上り工事、フローリング貼りの床面仕上り工事、作り付け家具や建具などの工事）が対象です。 ※建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は対象となりません。 ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。		

スケジュール

賃借料補助

事業計画書提出

書類審査

面接審査

採択通知

交付申請

営業開始

改装費補助

事業計画書提出

書類審査

面接審査

採択通知

交付申請

着工

営業開始

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

インバウンド需要拡大推進事業

■事業目的・概要

近年、訪日外国人は増加しており、2018年3千万人を超え、消費額は4.5兆円に達しています。そんな中、地域活性化を進めるためには、観光消費を更に拡大していく必要があります、外国人目線で魅力ある商品・サービスづくりや環境づくりを推し進める必要があります。

そこで、地域における訪日外国人消費額の増加に繋がる以下のような取組等を支援します。

①外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業

- 顧客のライフスタイル・趣向・市場動向に沿う形でインバウンド需要開拓を行うため、国外関係者（バイヤー、デザイナー、メディア・インフルエンサー等）を招聘。国内の事業者（小売、DMC・DMO、地域商社等）と上記の国外関係者が連携して、国内事業者の扱う商品・サービスに対して、PR・プロモーション手法の組み立て、魅力的な展示を含めた各種アドバイスの提供、磨き上げ、商流構築等を実施。
- また、支援事業者間でのベストプラクティスの共有、国内外のネットワークの構築など、事業者単独では難しい側面支援を実施。



②インバウンド需要による地域消費拡大推進事業

- 地域の中小商業・サービス業等において、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援。



（画像出所）株式会社 EBILAB 資料

カメラによる入店率・購買率分析



（画像出所）株式会社 Payke 資料

店頭接客の多言語化

■条件



【問い合わせ先】

- ①：商業・サービスグループ クールジャパン政策課 TEL 03-3501-1750
- ②：中小企業庁 商業課 TEL 03-3501-1929
- 九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5456

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

国の商店街に対する支援（一部掲載）

国（経済産業省・中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構）では、商店街等に対してさまざまな支援事業を実施しています。ここでは代表的な事業の概要を掲載しますが、詳細やその他の事業については、下記お問い合わせ先にご相談ください。

商店街活性化・観光消費創出事業

【事業の目的・概要】

商店街は、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増し、地域と連携した対応の必要性が増加しています。

このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、インバウンドや観光等によって、新たな需要を取り込み、消費の喚起につなげることが重要です。

本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

【事業内容】

- 補助対象者 ①商店街等組織（任意の商店街組織を含みます）
②商店街等組織と民間事業者（まちづくり会社、特定非営利活動法人等）の連携体

○補助対象事業

(1) 消費創出事業

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント等を支援します。

（例）免税対応施設、Wi-Fi 設備、ゲストハウス、店舗の多言語対応化

地元グルメや食材の活用、日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベント等

(2) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、上記（1）消費創出事業の取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。



※補助金上限額と下限額は、(1) (2) の合計額で、補助金上限額 2 億円、下限額 200 万円。

※ (2) 専門家派遣事業の実施は必須となります。

【問い合わせ先】

九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 092-482-5456

県の商店街に対する支援

1 行きたくなる商店街づくり事業

安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、空き店舗の活用など、県内商店街の活性化に向けた創意工夫ある取組を支援します。

対 象 者	商店街、商工会議所、商工会 等
対象事業	①施設整備事業 ・アーケードの改修、街路灯のLED化 等 ②活性化支援事業 ・空き店舗を活用した健康教室や生涯学習講座の開催 ・NPO、大学等と連携したイベントの開催 ・宅配サービス、出張商店街等の買い物支援 ・専門家による臨店指導、魅力ある店舗の誘致 ・まちゼミの開催 等
補 助 額	・補助率：1/3 以内（市町村の補助額の範囲内） ・補助限度額：500 万円
備 考	補助対象経費等、詳細は下記問い合わせ先までお尋ね下さい。

【問い合わせ先】

福岡県 商工部 中小企業振興課 TEL 092-643-3420

北九州市健康・生活産業振興協議会

健康・介護、女性・若者、子育て・教育等の健康・生活関連サービス産業分野における企業の関心を高め、さまざまな支援を行うことにより、雇用創出とサービスの向上を目指すために、「北九州市健康・生活産業振興協議会」を設立しています。

対 象 者	市内民間企業者（市外民間企業は要相談）
会 費	不要
活動内容	・プロジェクト形式による新たなビジネスモデルの構築 ・セミナーや勉強会等による事業者間の交流と新たなビジネスの種の発掘 ・マッチングや補助金申請支援等による個別企業の具体的な支援

参 考：協議会ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/27200011.html>

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

地域商品券による地域経済活性化支援事業

商工会議所、商工会や商店街がプレミアム付き地域商品券を発行する場合、発行に係る事務経費及びプレミアムの一部を補助します。

1 支援対象

商工会議所、商工会及び商店街（商店街の場合、商工会議所または商工会を通じて交付）

2 補助対象事業

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、キャッシュレス商品券発行事業

3 支援内容

(1) 補助金額（①～③の合計額）

①プレミアムの一部助成：商品券販売額の100分の3

②発行に係る事務経費：発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10/10）

※共通利用商品券を発行する場合、標準額に20万円を加算

※キャッシュレス商品券の場合、500万円が上限

③事務経費の特例

・商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・他の模範となるような創意工夫を凝らした集客力の高い取組み（プロモーション事業）を実施する場合、50万円を上限に助成（補助率10/10）

(2) 補助対象となる発行規模

500冊（販売金額で500万円）以上（キャッシュレス商品券を除く）

【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

健康・生活支援分野の新サービス事業化助成

～いきいき健康生活応援！新サービス創出事業～

市民の健康づくり、高齢者などの生活のサポート、子育て・教育支援などで、女性や若者の雇用に結びつく市民の健康で快適な生活につながる新たなサービスのビジネスプランを広く募集し、実現性が高く優れたプランについて、初期費用の一部を助成します。

対 象 者	市内に事業所を有するか、助成金の交付決定を受けた年度内に市内に事業所を開設する予定の中小企業者、NPO法人、社会福祉法人、中小企業者としての組合等、個人事業者、創業予定の者（対象者から成るコンソーシアムによる応募も可）。
助 成 額	助成金上限額 <u>150万円</u>
対象経費	ビジネスプランの事業化に必要な人材確保費、人材養成費、備品購入費等物件費、販売促進費など（※初期費用の一部助成です。）
選考基準	事業の新規性、実現性、成長性、地域貢献性、雇用創出効果などを総合的に勘案し決定します。
募集期間	2020年6月（予定）

※詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566